

大学発新産業創出基金事業

早暁プログラム

第2期 ステージ1

公募要領

公募期間

申請締切 令和7年8月28日（木）正午



スタートアップ・技術移転推進部

令和7年7月

早暁プログラム プログラムオフィサーからのメッセージ

チームアップによってイノベーションを創り上げていく実現と喜びを

日本国内の大学で培われ、世界に革新をもたらす可能性のある科学技術が多くある中で、その技術をビジネスに仕立てていく事業化人材が不足していることが、一つの課題となっています。

一方、この事業化人材には、サイエンス・技術を理解し、権利・利害関係を調整し、資金を調達し、チームをつくり、潜在顧客・顧客の声を聞きながら製品・サービスとしての磨きをかけ、技術からビジネスとして収益を生み出していくことが求められます。いわば、経営の総合格闘技であり、これらの能力を身につけるには、実践が最大の方法と思います。ただ実践すること自体、簡単なことではありません。

そこで、このプログラムでは、これら多岐にわたる活動を実践し、事業化の実現を成し遂げた第一線で活躍する起業家・投資家等がメンターとなり、メンターの経験に基づく助言を個別に直接受けながら、事業化を目指すことができるという、現時点、とても稀有で、また、高い可能性をもったプログラムとなっています。

是非、このプログラムを通じて、大学の研究成果を用い、また、メンターを含む強力なチームをつくり、世に革新をもたらす大きな事業を構築していくチャレンジを楽しんで頂けたらと思います。

大学発新産業創出基金事業 早暁プログラム プログラムオフィサー

古川 尚史

早暁プログラム 公募概要

(1) 全体概要

大学等発スタートアップ創出に向けて、ビジネス視点を持つ事業化人材が、起業経験や投資経験等を有するメンターによるメンタリングを受けながら、自らが描いた事業化構想を実現させるために大学等の技術シーズを探索し、研究者とチームになってビジネスモデルのブラッシュアップと研究開発を推進し、次のフェーズ（大型ギャップファンド等）への移行を目指します。本公募プログラムは、ステージ1とステージ2で構成されており、2段階の選考を実施します。ステージ1では、自らの事業化構想を実現するための技術シーズの探索および技術シーズを活用したビジネスモデルの構築を行う事業化人材を公募します。ステージ2は、研究代表者と本公募プログラムのステージ1に採択されている事業化人材から構成される研究開発チームのみご提案いただくことができます。

(2) 実施期間：

① 活動期間

ステージ1：5ヶ月程度（実施期間 令和7年12月下旬～令和8年5月下旬を予定）

② 研究開発期間

ステージ2：7ヶ月程度（実施期間 令和8年9月上旬～令和9年3月末を予定）

(3) 支援額

① ステージ1：活動費（主に旅費）として上限60万円

※ 採択された事業化人材に対して、活動実績およびJST規程に基づき、旅費および学会参加費（実費）をお支払いします。

※ 旅費については、国内・国外いずれも対象です。

※ 学会参加費の支出については、一定の条件があります。

② ステージ2：研究開発費として上限500万円（直接経費）

※ 研究代表者所属機関とJST間で委託研究契約を締結します。

※ 研究開発費は、事業化人材に対して直接お支払いするものではありません。

※ JSTは委託研究契約に基づき、間接経費（原則、直接経費の30%）を機関に別途支払います。

目次

I. 大学発新産業創出基金事業「早暁プログラム」について	1
(1) 早暁プログラムについて	1
(2) 本公募プログラムの特色と主なメリット	3
(3) 事業化人材に求められるもの	4
(4) 採択後の主なイベント	4
II. 公募・選考について	5
(1) 公募・選考スケジュール	5
(4) 選考方法	7
(5) 選考の観点	7
(3) 注意事項	13
IV. 採択後の活動について	13
(1) 採択以降の流れ	13
(2) ステージごとの活動内容	16
(3) プログラムの管理・運営	18
参考. 大学発新産業創出基金事業について	19
(1) 本基金事業の目標	19
(2) 本基金事業の目指す姿	20
(3) 本基金事業のガバニングボード	20
(4) 本基金事業の構成	20
(5) 本基金事業の特徴	21
ステージ1 応募者提出書類様式（記載要領）	24

I. 大学発新産業創出基金事業「早暁プログラム」について

(1) 早暁プログラムについて

① プログラムの目的

早暁プログラム（以下、「本公募プログラム」という。）では、大学等発ディープテック・スタートアップの創出に向けて、ビジネス視点を持つ事業化人材が、起業経験や投資経験等を有するメンターによるメンタリングを受けながら、自らが描いた事業化構想を実現させるために大学等の技術シーズを探索し、研究者とチームになってビジネスモデルのブラッシュアップと研究開発を推進し、大型ギャップファンド等の次フェーズへの移行を目指します。

【本公募プログラムの特長】

- 起業経験、投資経験等を有するメンターによる、事業化人材への実践的指導(具体事例を基にOJT的な指導)
- 事業化人材による技術シーズの探索、ビジネスモデルの作成とブラッシュアップ
- 事業化人材のビジネスモデルをもとにした研究開発
- 合宿型会議によるネットワーク形成

【ゴール（プログラム終了時点）】

- ステップ2（※詳細はP. 22 表「ステップの定義」、P. 23 図「各ステップの終了時点で達成されているべき達成目標の例」をご参照）相当のGAPファンドへの申請ができるレベルのチームアップと技術シーズを活用したビジネスモデルのブラッシュアップができていることをプログラム終了時点の目標とします。

【プログラム終了後の目指す姿】

- IPO・M&Aを狙えるスタートアップの創出を目指します。

② 本公募プログラムでの主な用語

- 事業化人材：本公募プログラムにて、自らの事業化構想を実現するための技術シーズの探索と、技術シーズを活用したビジネスモデルの構築を行う人材。ステージ2においては主にビジネスモデルのブラッシュアップ活動を担当します。研究代表者の立場を兼ねることはできません。
- 研究者：事業化人材が提示するビジネスモデルを実現するために必要となる研究開発を行う大学等の研究者。

（1）研究代表者：事業化人材の構想する事業に係る技術シーズの発明者であり、研究開発全体に

責任を有する大学等の研究者

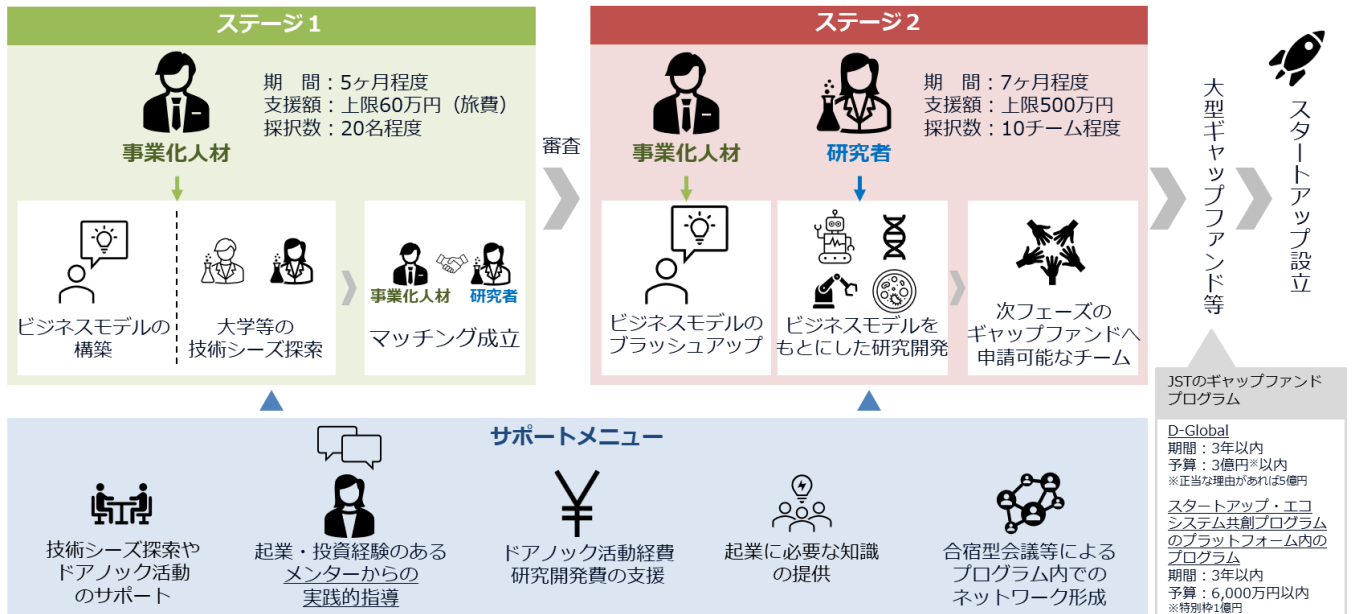
(2) 主たる共同研究者：大学等発スタートアップの創出に向けて必要な研究開発の一部を担い、共同研究開発グループの代表を務める研究者（JST は主たる共同研究開発者が所属する機関とも委託研究契約を締結する）

- 大学等：以下に掲げる研究機関の総称。
 - (ア) 国立大学法人、公立大学法人、私立大学、国公立高等専門学校等の学校法人
 - (イ) 国公立研究機関、大学共同利用機関法人、公設試験研究機関、独立行政法人（国立研究開発法人を含む）、地方独立行政法人等の公的研究機関
 - (ウ) 公益法人等の公的性格を有する機関であって、JST が認めるもの
- ディープテック・スタートアップ：科学的な発見や革新的な技術などの優れた研究成果の事業化により、社会・経済に大きなインパクトを与えることができる新興企業。
- 技術シーズ：事業化を目指す上で核となる研究成果等を指す。

③ プログラムの構成と実施内容

本公募プログラムは、ステージ1とステージ2で構成されています。ステージ1では、自らの事業化構想を実現するための技術シーズの探索および技術シーズを活用したビジネスモデルの構築を行う事業化人材を公募します。審査により選ばれた事業化人材は、メンターによるメンタリングを受けながら、自らが描いた事業化構想を実現させるために大学等の技術シーズを探索し、研究者とチームアップして研究開発課題の提案を行います。提案された研究開発課題から、審査によりステージ2実施課題を選抜します。ステージ2に採択された課題には、メンターによるサポートのもと、事業化に向けた研究開発（科学的な検証）やビジネスモデルのブラッシュアップを行っていただきます。

※ステージ2の研究開発費は、事業化人材に対して直接お支払いするものではありません。



④ プログラムの実施スケジュール

本公募プログラムの活動予定は、下図のスケジュールの通りです。

詳細は、「Ⅳ. 採択後の活動について」をご確認ください。

ステージ	審査等						ステージ1					審査等				ステージ2															
年	2025年						2026年												2027年												
月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月										
																															
ステージ1申請期間 締切：令和7年8月28日（木）正午 採択通知：11月中旬～下旬頃							活動に必要な書類の作成					ステージ1活動期間 令和7年12月下旬～ 令和8年5月29日					ステージ2申請期間 締切：令和8年5月29日（金）正午 採択通知：8月上旬～中旬頃									ステージ2活動期間 令和8年9月上旬～ 令和8年3月末			成果報告会 3月頃		
																					▲										

（2）本公募プログラムの特色と主なメリット

早暁プログラムは、各機関における個別研修や、外部機関の既存の研修コース等では得られない特色とメリットがあります。

- ① スタートアップの第一線で活躍するメンターやスタートアップへの投資経験を豊富に有するメンターから親身の助言を受けつつ、様々な情報収集やインタビューなどを通じて、ビジネスモ

デルの構築、高度化に取り組むことができます。

- ② メンタリングをととして、将来のスタートアップ起業を見据えたビジネスモデルの構築に関する知識を得ることができます。
- ③ 将来スタートアップの経営者を目指す、多様な分野やセクターに属する意欲の高い事業化人材が、相互を刺激し研鑽しながら本格的な討議や研修などに参加することで、プログラム修了後も引き続き切磋琢磨できるネットワークが構築できます。
- ④ ステージ1の活動経費はJSTより支給します。
- ⑤ ステージ2に採択となった場合、1課題当たり500万円程度（直接経費）を上限としてJSTが研究開発費を支援します。
 - ※ 研究者所属機関とJST間で委託研究契約を締結します。
 - ※ 研究開発費は、事業化人材に対して直接お支払いするものではありません。
 - ※ JSTは委託研究契約に基づき、間接経費（原則、直接経費の30%）を機関に別途支払います。
- ⑥ ステージ2では、事業化に向けた研究開発（科学的な検証）やビジネスモデル作成をメンターによるサポートのもと、推進することができます。

（3）事業化人材に必要な資質

将来的にスタートアップの経営者として活躍するため、早暁プログラムへの参加に際し、事業化人材に必要な資質は以下のとおりです。

- ① 自らの事業化構想を持ち、それを実現するために大学等発研究シーズを活用し、将来的にディープテック・スタートアップの起業を目指す意志があること。
- ② プログラムオフィサー（PO）やメンター、研究者と積極的にコミュニケーションをとり、本プログラムでの活動を行うこと。
- ③ 自身の事業化構想を軸にしつつも、メンター等、他者の視点も取り入れてブラッシュアップや必要に応じ構想の見直しを行うこと。
- ④ 受身でプログラムに参加するのではなく、主体的に活動すること。

（4）採択後の主なイベント

ステージ1採択決定後の主要なイベントの予定は下表の通りですが、変更となる場合があります。詳細はⅣ.（2）ステージごとの活動内容をご確認ください。

原則として下表の全項目に参加していただきます。

※ ステージ1の活動にかかる旅費はJSTより支給します。

【ステージ1】

項目	日程 (予定であり、変更される場合があります)	形式(※)
メンタリング	月2回程度(各1時間程度) ※キックオフ合宿会議終了後から ステージ2申請〆切までの期間、 事業化人材あたり合計10回程度。	オンライン開催または実地開催 ※事業化人材ごとに担当メンターと 調整。
キックオフ 合宿会議	令和8年1月17日(土) ～1月18日(日)	実地開催 (会場：未定)

ステージ2採択決定後の主要なイベントの予定は下表の通りですが、変更となる場合があります。

ステージ2に採択された事業化人材は、原則として下表の全項目に参加いただきます。

※ ステージ2の活動にかかる旅費は、JSTからの支給ではなく、研究代表者所属機関から機関の規程に基づき支給されます。

【ステージ2】

項目	日程 (予定であり、変更される場合があります)	形式(※)
メンタリング	月2回程度(各1時間程度)	オンライン開催または実地開催 ※チーム毎に担当メンターと調整
キックオフ 合宿会議	令和8年9月(予定)	実地開催 (会場：未定)
成果報告会	令和9年3月(予定)	実地開催 (会場：未定)

Ⅱ. 公募・選考について

(1) 公募・選考スケジュール

公募期間： 令和7年7月17日(木)～8月28日(木) 正午

選考期間： 令和7年9月上旬～11月中旬

面接： 令和7年10月18日(土)～10月19日(日)

採択者決定通知： 令和7年11月中旬～下旬

活動開始： 令和 7 年 12 月下旬

※面接予定者には、JST が指定した面接日時を通知いたします。面接日時は原則変更できません。

※応募数によっては事前に書類選考を実施した上で、面接を行う場合があります。その場合には、書類選考通過者のみに、面接日時を通知いたします。

最新の公募・選考スケジュールは、以下のホームページに掲載します。

<https://www.jst.go.jp/program/startupkikin/sogyo/koubo-s1-2025.html>

(2) 採択予定人数

20 名程度を予定しています。

(3) 応募者の要件

原則として、以下の①～⑦の全ての要件を満たしていること。

【活動条件】

① 実務経験（(ア) および (イ) いずれも必要）とそれに類するもの

(ア) 事業化を目指す技術分野の知識を有すること

(イ) 企業（商社・事業会社）等でのビジネス経験を有すること、もしくは MBA、MOT 取得やアクセラレーションプログラム・アントレプレナーシッププログラム受講等を通じて事業化の知識を身につけていること

② 大学等（※）発スタートアップの創出に向けて、メンターによるメンタリングを受けるとともに、技術シーズの探索を行い、ステージ 2 申請に向けた活動を行うこと

※ただし、日本国内の機関に限ります。大学等の定義は I（1）②本公募プログラムでの主な用語をご参照ください。

【手続きへの対応】

③ 応募者が企業・研究機関等に所属する場合は、応募前に本活動に従事することへの承諾を得ること、もしくは応募前に承諾の確実な見通しが得られていること。

④ 各提案書類、プレゼンテーション動画を日本語で作成し、面接選考や採択後のメンタリング、会議等には日本語で対応すること。

⑤ その他

- 応募時に、研究活動における不正行為もしくは研究費の不正受給や不正使用に関わる参加資格の制限などに抵触していないこと
- 反社会的勢力、あるいはそれに関わる者との関与がないこと
- 期間中は、日本国内に居住し、原則として国内で活動すること（技術動向の調査や市場調査

を海外で実施することは可能です)

※応募に際して、年齢制限はありません。ただし、応募者が、応募時点で満 40 歳未満の場合、選考において一定の優遇措置を行います。

(4) 選考方法

- 委員会が、＜Ⅱ.公募・選考について (5) 選考の観点＞に基づいて書類審査、面接審査を行います。なお、選考の過程において応募内容等について申請者へ問い合わせを行う場合があります。申請数が多い場合は、申請書類を基に選考を行い、面接審査対象者を決定する場合があります。
- 面接審査では、事業化構想案や自身の経歴・能力、本公募プログラムに申請した動機等について説明いただきます。なお、審査のために面接の様子を録画する場合があります。
- 委員会による審査結果を踏まえ、JST が採択を決定します。
- 選考結果は可否にかかわらず書面（電子メールを含む）で通知します。

(5) 選考の観点

ステージ 1 での選考では、本公募プログラムで重視する以下の観点を中心に審査を行います。

① 事業化構想

- 事業化構想が適切・明確に設定できているか。
- 事業化構想の実現性や成長性が期待できるか。

② 技術シーズの活用

- 事業化を目指す技術分野の知識を有しているか。
- 大学等発技術シーズを活用して、課題解決に向けた活動ができるか。

③ 能力

- 事業化構想を実現するための能力や経験を有しているか。
- 課題の解決策および、解決にあたって注目するシーズを選定した理由について、論理的に説明されているか。
- スタートアップ創出への熱意を有するか。
- 課題発見力、課題解決力、洞察力、知識応用力、独創性及び考え抜く力を有しているか。

※上記に加え、面接では「Ⅰ.(3) 事業化人材に必要な資質」の各項目も踏まえて審査します。

(6) 安全保障貿易管理に関する確認（海外への技術漏洩への対処）

研究機関では多くの最先端技術が研究されていますが、それらの先端技術や研究用資材・機材等が流出し、大量破壊兵器等の開発・製造等に悪用される危険性が高まっています。そのため、軍事的に転用されるおそれのある研究成果等が、大量破壊兵器の開発者やテロリスト集団など、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、着実な対応が求められます。

日本では、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）（以下「外為法」といいます。）に基づき輸出規制（※1）が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。外為法をはじめ、国の法令・指針・通達等を遵守してください。関係法令・指針等に違反し、活動を実施した場合には、法令上の処分・罰則に加えて、事業化人材としての採択を取り消すことがあります。

※1 現在、我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、一定の要件（用途要件・需要者要件又はインフォーム要件）を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）の 2 つから成り立っています。

貨物の輸出だけではなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を非居住者（特定類型（※2）に該当する居住者を含む。）に提供する場合や、外国において提供する場合には、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メールや CD・DVD・USB メモリなどの記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。

また、外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。本事業を通じて取得した技術等を提供しようとする場合、又は本事業の活用により既に保有している技術等を提供しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますのでご注意ください。

加えて、外国政府から留学資金の提供を受けている学生等は、居住者であっても特定類型に該当する居住者として外為法上の輸出管理の対象となる可能性があることから、留学生の奨学金の受給状況等について、適切に把握する必要があることについてもお留意願います。

※2 非居住者の影響を強く受けている居住者の類型のことを言い、「外国為替及び外国貿易法第 2 5 条第 1 項及び外国為替令第 1 7 条第 2 項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」1. (3)サ①～③に規定する特定類型を指します。

外為法に基づき、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を行う場合には、安

全保障貿易管理の対応を行う必要があります（※3）。このため、本事業により外為法の輸出規制に当たる貨物・技術の提供を行う際は「輸出者等遵守基準」のほか、安全保障輸出管理に関する法令、指針、通達等を遵守いただくことについて、公募時に確認を行います（様式4）。なお、同確認状況については、経済産業省の求めに応じて報告する場合があります。また、本事業を通じて取得した技術等について外為法に係る規制違反が判明した場合には、事業化人材としての採択を取り消す場合があります。

※3 輸出者等は外為法第55条の10第1項に規定する「輸出者等遵守基準」を遵守する義務があります。また、ここでの安全保障貿易管理の対応とは、「輸出者等遵守基準」にある管理を基本とし、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を適切に行うことで未然に不正輸出等を防ぐための、管理をいいます。

経済産業省等のウェブサイトで、安全保障貿易管理の詳細が公開されています。詳しくは以下を参照してください。

- 経済産業省：安全保障貿易管理（全般）
<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/>
- 経済産業省：安全保障貿易管理ハンドブック
<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminer/shiryo/handbook.pdf>
- 経済産業省：安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）
https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jis_hukanri03.pdf
- 一般財団法人安全保障貿易情報センター
<https://www.cistec.or.jp/index.html>
- 外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について
https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t10kaisei/ekimu__tutatu.pdf

（7）選考に関わる者の利益相反マネジメント

公正で透明な評価を行う観点から、JSTの規定に基づき、提案者に関して、以下に示す利害関係者は選考に加わりません。応募時に委員会（プログラムオフィサーおよびメンター）と下記①～⑦に示す利害関係がないかご確認いただき、様式4にてご申告をお願いいたします。

- ① 提案者と親族関係にある者。
- ② 提案者と大学等の研究機関において同一の学科・専攻等に所属している者又は提案者が所属

している大学等若しくは大学等を経営する法人の役員その他経営に関与していると思われる者及び当該法人を代表して対外的に活動する者。

- ③ 提案者と同一の企業に所属している者又は提案者が所属している企業の親会社等にあたる企業に所属している者。
- ④ 提案者と緊密な共同研究を行う者。
- ⑤ 提案者と密接な師弟関係あるいは直接的な雇用関係にある者。
- ⑥ 提案者の研究課題と学術的な競争関係にある者又は市場において競争関係にある企業に所属している者。
- ⑦ その他のご懸念がある場合（詳細をお知らせください）。

（８）秘密保持

応募者が提出した応募書類について、応募者の利益の維持、「独立行政法人等の保有する個人情報」の保護に関する法律」その他の観点から、委員会、JST 並びにメンターは、選考以外の目的に使用しません。審査の過程で知った個人情報及び審査内容に関する秘密は厳守し、他の情報と区別し、善良な管理者の注意義務を持って管理します。

採択者には、活動期間終了後も有効な、守秘に関する誓約書を提出いただきます。また、採択者へ助言を行うメンターについても、秘密保持については担保しております。

（９）公表

- ステージ１の採択課題については、課題名、採択者の氏名を JST の HP にて公表します。採択者の希望があった場合は、所属機関名の公表も行う可能性があります。自己紹介や活動概要も公表を行う場合があります。
- ステージ２の採択課題については、研究代表者氏名・所属機関名、事業化人材氏名、研究開発課題名、概要等を JST の HP 等へ掲載します。

（１０）応募に際しての注意事項

公募・選考期間中（公募開始から採択結果通知まで）に、委員会及び JST 事務局に対して、選考に影響を与える行為を禁止します。当該行為があった場合には、当該行為者の氏名及びその旨を公表するとともに、態様によっては不採択とする場合があります。 第三者を介して行う場合も、これと同様とします。

（１１）採択の中断・取消

採択者が以下の項目に該当する場合、JST は当該採択者の参加資格を停止または将来に向かって取り消すことができるものとします。

- ① 応募において、虚偽の申告を行ったことが判明した場合
- ② 本件活動への参加について、活動開始までに所属機関の同意が得られていない場合
- ③ 本件活動において不正を行ったことが判明した場合
- ④ 本公募要領、又は JST の定める活動規範の遵守に関する誓約書（※）に違反した場合
- ⑤ 活動実績が全く認められないと判断される場合
- ⑥ 合理的な理由がないにもかかわらずメンターの指導に従わない、メンターに虚偽の報告を行うなど、本件活動に著しい支障があると判断される場合
- ⑦ 採択後に発行する事業化人材の「採択証明書（認定証）」を目的外で使用又は有効期限終了後に使用した場合
- ⑧ 本件活動において他の採択者や研究者、メンター、大学等の第三者の権利を侵害し又は迷惑を及ぼすような行為をした場合
- ⑨ 本件活動以外の職務従事先における活動が本件活動の円滑な遂行に支障をきたした場合
- ⑩ 法令及び公序良俗に反する行為をした場合
- ⑪ その他事業化人材としての活動を継続させることが適当でないと JST が判断する合理的な理由がある場合

※ 活動規範および誓約書は公募情報ページに掲載いたしますので、必ずご確認ください。

（公募情報ページ）

<https://www.jst.go.jp/program/startupkikin/sogyo/koubo-s1-2025.html>

（１２）採択後の手続きについて

- ・ 事業化人材に採択された場合、活動規範の遵守に関する誓約書等を、活動開始までに JST に提出いただきます。また、あわせて、特定類型該当性についてもご申告いただきます。
- ・ 採択後、本公募プログラムに参加することについて、所属機関の同意書（参考様式）を活動開始までに提出いただきます。活動開始までに同意書の提出ができない場合、事業化人材としての採択が取り消しとなります。

・ Ⅲ．提出書類および応募方法について

(1) 提出書類

応募者は以下の①～⑥の書類を作成し、締め切りまでに(2)応募方法に記載する方法で提出してください。

※紙書類での提出は不可とします。

※提出書類の白黒・カラーは問いませんが、審査が適切に実施できるように配慮してください。

※提出書類は日本語でご用意ください。

[提出書類一式]

- ① 基本情報【様式1】
- ② 応募者が想定している事業化構想【様式2】
- ③ 個人情報の取扱いに関する同意書【様式3】
- ④ 各種確認事項および応募者連絡先情報【様式4】
- ⑤ 推薦状【応募時点で組織に所属していない方（個人事業主の方も含む）】

※応募者のこれまでの経歴や強みを記述可能な推薦者からの推薦状が必要になります。推薦状の様式は自由ですが、推薦者の氏名、所属機関、役職名、連絡先を明記してください。

尚、JSTより推薦者の方へ問い合わせを行う場合があります。

- ⑥ プレゼンテーション動画（3分以内）

動画の作成要件は記載要領（P.28）をご参照ください。動画の内容構成は自由ですが、以下の内容を含めるようにしてください。

- 自己PR
- 想定している事業化構想について

(2) 応募方法

応募にあたっては、前記(1)の提出書類①～⑤の一式（Word）を本公募プログラムの公募情報のページからダウンロードしてお使いください。記入した提出書類は、PDF形式の電子ファイル1ファイルにまとめ、以下の申請フォームから提出をお願いいたします。またプレゼンテーション動画⑥も申請フォーム記載の動画提出先より提出をお願いいたします。

- ・ 提出書類の様式掲載先（公募情報ページ）

<https://www.jst.go.jp/program/startupकिन/sogyo/koubo-s1-2025.html>

- ・締め切り：令和7年8月28日（木）正午
- ・申請フォーム：https://form2.jst.go.jp/s/sogyo_shinsei2025
- ・ファイル名に必ず【ご提案者氏名】を入れてください。

提出書類を受信した後、JST事務局から自動返信にて受付メールを送信します。書類提出後1時間以上が経っても受付メールが届かない場合、巻末に記載のJST事務局にお問い合わせください。郵送による書類の提出は受け付けませんのでご注意ください。

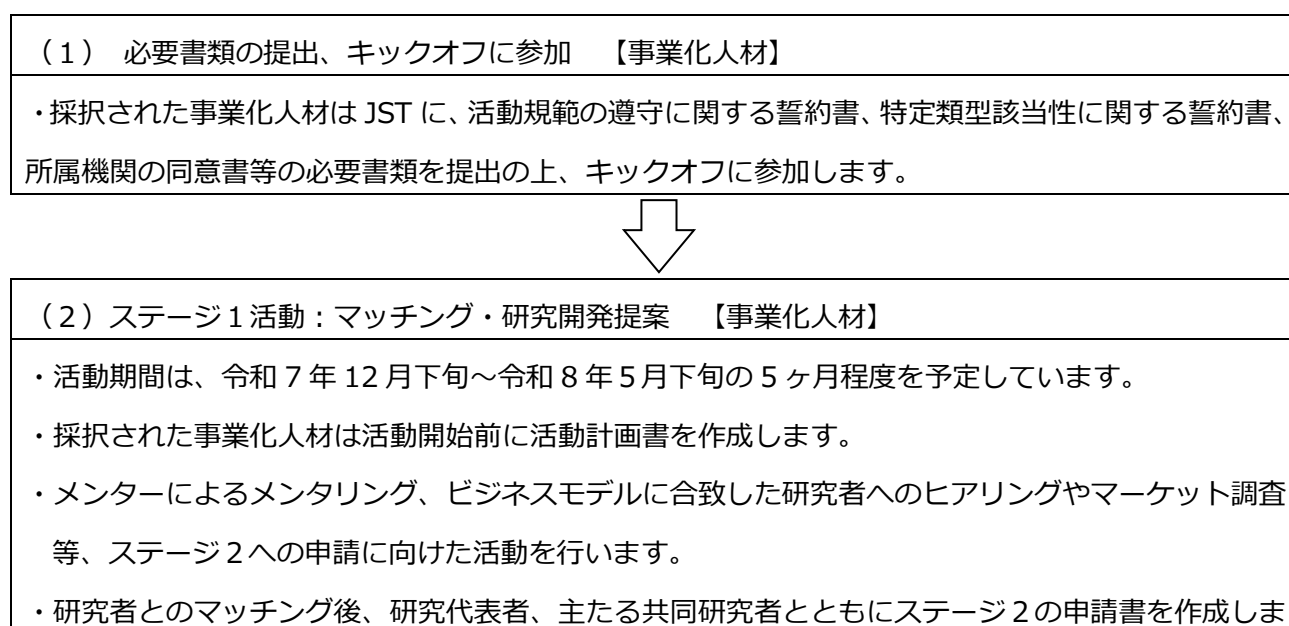
（3）注意事項

- ① 書類の提出後、書類の不備等による書類の修正、差替えは一切受け付けません。
- ② 選考過程において、JST事務局から応募内容等について問い合わせを行うことや、追加資料の提出を求める場合があります。
- ③ 応募資格を満たさない応募者からの応募、提出書類に不備がある場合、提出書類に法令違反・公序良俗違反の内容を含む場合、この公募要領に規定する形式に反する場合は、応募自体を無効とさせていただく場合があります。なお、提出された応募書類は返却いたしません。

IV. 採択後の活動について

（1）採択以降の流れ

採択後は、以下の流れに沿って活動していただきます。



す。

- ・所属先の業務に支障のないように調整の上、活動を行ってください。

【ステージ 2】（詳細はステージ 2 の募集要領を参照ください）

（1）申請（締切：令和 8 年 5 月 29 日（金）正午（予定）、e-Rad による提出）【事業化人材、研究代表者（及び主たる共同研究開発者）】

- ・申請書は研究代表者が作成し、e-Rad により申請します。
※提案にあたっては、事業化人材、研究代表者、共同研究者等のチーム内で十分に内容の調整を行ってください。
※同一の研究代表者が、本プログラムへ複数課題を申請することはできません。



（2）選考、採択課題の決定【事業化人材、研究代表者（及び主たる共同研究開発者）】

- ・委員会が、ステージ 2 募集要領の「第 2 章 選考の観点」に基づいて書類審査を行います。必要に応じて外部専門家による書類査読を行い、委員会は外部専門家の査読結果を審査の参考にします。
なお、選考の過程において応募内容等について申請者へ問い合わせを行う場合があります。
- ・委員会による書類審査結果を踏まえ、JST が採択を決定します。
- ・全申請者に JST から採否を通知します。
- ・本プログラムと重複実施制限がある事業に申請している場合は、本プログラムの採択通知等を行う際に、本プログラムを実施するか、他事業の審査結果を待つために本プログラムを辞退するか確認させていただきます。重複実施の制限に関する詳細は、ステージ 2 募集要領の「第 2 章 応募の制限」を参照してください。
- ・採択課題について、事業化人材名・研究代表者氏名・所属機関名・研究開発課題名・概要等を JST の HP 等へ掲載します。



（3）研究開発計画書の作成【事業化人材、研究代表者（及び主たる共同研究開発者）】

- ・事業化人材および研究代表者は研究開発計画書を作成し、JST に提出します。
- ・研究開発計画書には、研究者が実施する研究活動計画及びその予算計画のほか、事業化人材が中心となって実施するビジネスモデルのブラッシュアップ活動等の計画及び予算計画についても記載い

たきます。

- ・事業化人材は研究代表者の立場を兼ねることはできません。また、事業化人材自身は原則、研究開発を実施しません。



(4) 契約【研究代表者（及び主たる共同研究開発者）】

- ・研究開発を実施する機関と JST の間で委託研究契約を締結します。契約締結には以下 2 種類のチェックリストの完成と提出が必要です。未完成、未提出の場合は契約を締結できませんので、お早めに研究機関の担当者へのご確認、ご連絡をお願いします。

※研究機関は、委託研究契約締結前の指定する期日までに「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出が必要です。（以下の文部科学省ウェブサイトは、令和 7 年度版体制整備等自己評価チェックリストの案内です。）

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1324571.htm

詳しくは、ステージ 2 募集要領の「第 4 章 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」について」を参照してください。

※研究機関は、委託研究契約締結前の指定する期日までに「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリストの提出が必要です。（以下の文部科学省ウェブサイトは、令和 7 年度版の取組状況に係るチェックリストの案内です。）

https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1420301_00008.html

詳しくは、ステージ 2 募集要領の「第 4 章 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」について」をご参照ください。



(5) 活動開始【事業化人材、研究代表者（及び主たる共同研究開発者）】

- ・活動期間は、令和 8 年 9 月上旬～令和 9 年 3 月末を予定しています。
- ・採択後、研究開発費が大学等に措置され、JST 指定の外部機関による研修の受講やメンタリング等を受けつつ、実用検証可能な最小限の試作品やデータ（実験結果、計算結果等）を準備し、顧客候補へのヒアリング等を行い、ビジネスモデル仮説の検証を進めます。
- ・合宿型会議では、技術シーズや検討を進めているビジネスモデルについてプレゼンテーションを行

う機会が設けられます。参加者が互いに聴講することになりますので、特許出願していない技術情報等、機密情報を発表内容に含めないようにご注意ください。

※ ステージ 2 の活動にかかる旅費は、JST からの支給ではなく、研究代表者所属機関から機関の規程に基づき支給されます。

※ ステージ 2 では、事業化人材の人件費・謝金を研究代表者所属機関から支出することが可能です。



(6) 成果報告会【事業化人材、研究代表者（及び主たる共同研究開発者）】

・ブラッシュアップしたビジネスモデルを発表し、技術シーズの社会還元に向けた次の段階へと促進を図ります。

・成果報告会には、ベンチャーキャピタリスト等が参加することもあります。

※この“成果報告会”は競争的研究費制度における研究開発評価ではありません。本プログラムにおける事後評価は別途実施します。



(7) 活動終了【事業化人材、研究代表者（及び主たる共同研究開発者）】

・研究代表者は完了報告書を JST に提出し、JST と委託研究契約を締結し研究開発を実施する機関（以下、「研究開発受託機関」という。）は契約関連の各報告書を JST に提出します。

・JST は、事後評価、追跡調査等を実施します。追跡調査には、本プログラムを通じて設立されたスタートアップ企業にもご協力いただきます。

(2) ステージごとの活動内容

【ステージ 1】（本公募要領の対象です）

◆ 事業化人材の技術シーズ探索活動

・ 事業化人材は、事業化構想を基に技術シーズの探索のための研究者訪問等を行います。その際、JST が提供する技術シーズリストを活用することが可能です。

JST から提供予定の技術シーズ（例・予定）

◇ 戦略的創造研究推進事業（CREST・さきがけ・ACT-X 等）の成果展開シーズリスト

※採択後に提供いたします

◇ JST 保有特許リスト

<https://www.jst.go.jp/chizai/patent.html>

◇ 新技術説明会発表者リスト・発表資料

<https://shingi.jst.go.jp/list.html>

- 事業化人材と研究者のマッチング成立後、両者はビジネスモデルの検討、及び必要な研究開発計画の立案等を進め、ステージ 2 のための申請書作成を行います。
- ◆ メンタリング
 - 事業化人材は、技術シーズの探索活動やビジネスモデル作成のため、月 2 回程度を目安に起業経験や投資経験等を有するメンターによる指導・助言を受けます。
- ◆ メンター・事業化人材の間のネットワーク形成
 - 事業化人材は、人脈形成、ビジネスモデルブラッシュアップを目的とした合宿型会議（キックオフ）へご参加いただきます。
 - また、Slack 等のオンラインコミュニケーションツールでの意見交換を通して、メンター・事業化人材の間のネットワーク形成を図ります。
- ◆ スタートアップ起業のための必要知識の習得
 - JST 指定の事業化支援ノウハウを持つ外部機関が提供する学習コンテンツ（動画等）や知財戦略等の支援を受けることができます。

【ステージ 2】（詳細はステージ 2 の募集要領を参照ください）

- ◆ ビジネスモデル作成活動
 - 事業化人材は、研究者の技術シーズを活用したビジネスモデルのブラッシュアップ、および仮説検証のための顧客ヒアリングや市場調査等を行います。
- ◆ 研究開発活動
 - 研究者（研究代表者、主たる共同研究開発者）は、ビジネスモデル仮説を検証するために必要となる研究開発を行います。
- ◆ メンタリング
 - 事業化人材は、ビジネスモデルブラッシュアップ活動のため、月 2 回程度を目安にメンターによる指導・助言を受けます。メンタリングには、必要に応じて研究者（研究代表者、主たる共同研究開発者）の同席も可能です。
- ◆ メンター・他のチームとのネットワーク形成

- 事業化人材ならびにチームを組む研究代表者、主たる共同研究開発者はビジネスモデルブラッシュアップやネットワーキングを目的とした合宿型会議に参加します。
- また、Slack 等のオンラインコミュニケーションツールでの意見交換を通して、メンター・事業化人材・研究者（研究代表者、主たる共同研究開発者）の間のネットワーク形成を図ります。

◆ 成果報告会

- 活動終了時には、成果報告会を行います。

- ※ ステージ 2 の活動にかかる旅費は、JST からの支給ではなく、研究代表者所属機関から機関の規程に基づき支給されます。
- ※ ステージ 2 では、事業化人材の人件費・謝金を研究代表者所属機関から支出することが可能です。

(3) プログラムの管理・運営

(ア) JST は、競争的研究費制度としてプログラムを適正かつ円滑に実施するために、プログラムオフィサー（以下、「PO」という）を定めます。

(イ) PO は、メンター等の外部有識者で構成される「早晩プログラム委員会」（以下、「委員会」という。）の委員長となり、本公募プログラムの運営の他、本公募の選考、事後評価、追跡調査等の各種評価の取りまとめを行います。

(ウ) JST は、PO を核とした支援体制を構築し、所期の目的が達成されるよう、進捗状況等について必要な調査（現地調査を含む）等を通し、本公募プログラムの参加者に対し、ビジネスモデル作成を実施する上で必要な協力ならびに事業終了後のフォローアップ等の一連の業務についての支援を行います。また、課題の進捗確認や改善を目的とした進捗評価を実施することがあります。

(エ) 本公募プログラムのステージ 1、ステージ 2 活動終了時には完了報告書を JST に提出いただきます。また、課題関係者を対象とした事後評価、追跡調査を行います。なお、ステージ 1 の事後評価は、ステージ 2 の選考・審査を兼ねる場合があります。また、追跡調査はステージ 2 に採択された課題のみを対象とします。ステージ 2 終了後には、委託研究開発契約に基づく各種報告書も提出していただきます。

参考．大学発新産業創出基金事業について

大学発新産業創出基金事業（以下、「本基金事業」という）はスタートアップ育成5か年計画等を踏まえ、我が国における大学等発スタートアップ創出力の強化に向けて、研究開発成果の事業化や海外での事業展開の可能性検証を視野に入れた研究開発を推進するとともに、地域の中核となる大学等を中心とした産学官共創による大学等発スタートアップ創出支援等の実施を可能とする環境の形成を推進します。

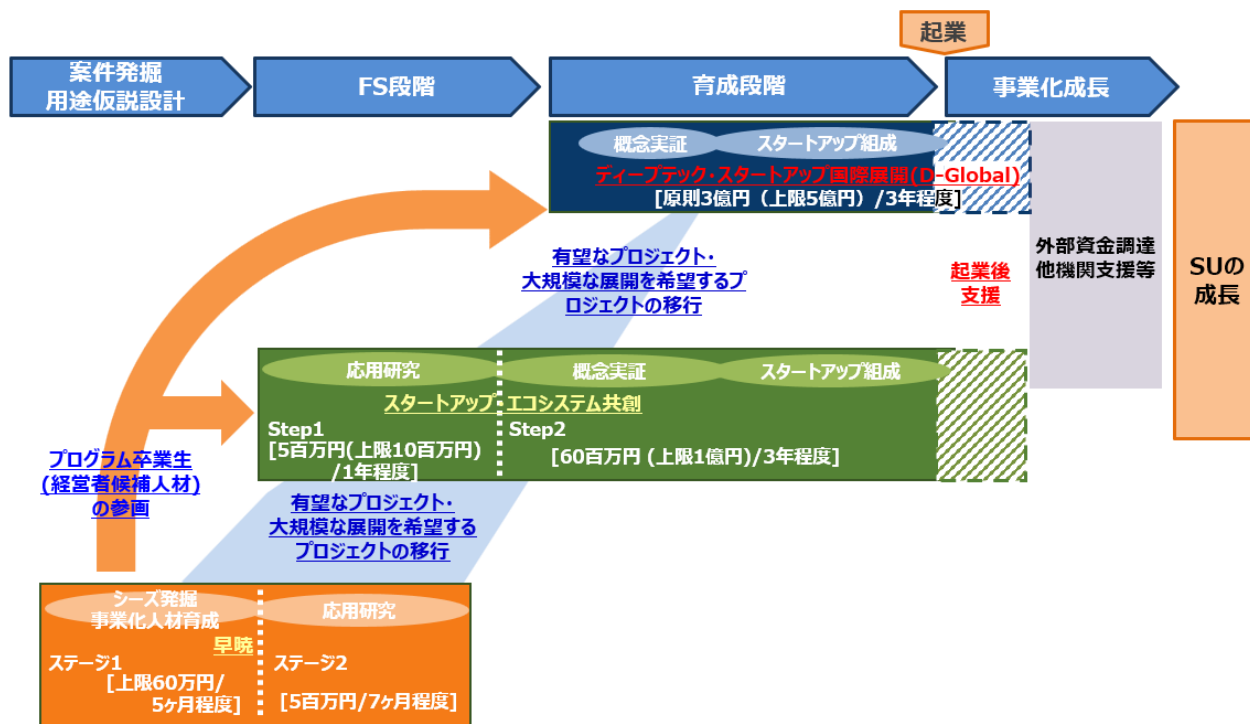
なお、本事業は競争的研究費制度に該当します。

（１）本基金事業の目標

本基金事業は、スタートアップ育成5か年計画等を踏まえ、スタートアップの成長促進に関する施策を担う関係機関と連携しつつ、本公募プログラムを含む各種プログラムの推進を通じて、以下の目標の達成を目指します。

- ① 社会・経済にインパクトを生み、国際展開を含め大きく事業成長するポテンシャルを有する、大学等のアカデミアから生まれるスタートアップの創出を、質・量ともに格段に充実させること
- ② 大学等発 SU の継続的な創出を支える、人材・知・資金が循環するエコシステムの仕組みを全国に形成すること。

本基金事業内におけるプログラム移行への期待



（２）本基金事業の目指す姿

本基金事業に携わる者の間において「（１）本基金事業の目標」が達成された姿として、以下に掲げる状態を創出することを目指します。

- ① 大学等発 SU が創出する革新的な新製品又は新サービスにより、社会課題が解決されて新たな価値が生まれ、我が国を含め国際社会全体の暮らしが豊かになる。
- ② 大学等発 SU の事業成長により、我が国の雇用創出とともに経済成長が実現する。
- ③ 社会・経済に価値をもたらす大学等発 SU の成功事例を積み重ねることで、より多くの人材が大学等発 SU の創出・育成を志す。
- ④ エコシステムの形成をけん引する中心的な大学等においては、ステークホルダーとコミュニケーションを重ねるとともに連携を図りながら、必要な学内のルールや体制を整える。

（３）本基金事業のガバニングボード

本基金事業では、事業の的確かつ効果的な推進に資するため、大学等発 SU 創出、その国際市場への展開、スタートアップ・エコシステムの構築等に知見を有する有識者からなるガバニングボードを設置しています。ガバニングボードは、基金運用の基本方針の策定、事業全体のマネジメント、その他横断的事項への対応を行います。

（４）本基金事業の構成

本基金事業では、「（１）本基金事業の目標」に掲げる目標を達成するために、以下に定めるプログラムを実施します。

① ディープテック・スタートアップ国際展開プログラム

大学等発の技術シーズを核にして、社会・経済に大きなインパクトを生み、国際展開を含め大きく事業成長するポテンシャルを有するディープテック・スタートアップの創出を目的とします。その目的を達成するため、ディープテック・スタートアップ国際展開プログラムでは技術シーズの事業開発に責任を有する事業化推進機関および研究開発に責任を有する研究代表者が共同代表者となり、事業化推進機関のプロジェクトマネジメントのもとに事業化マイルストーン及び研究開発マイルストーンを設定し、事業化推進機関と研究代表者が一体的に課題を推進します。

このような課題推進体制を通じて、大学等発ディープテック・スタートアップの起業前段階から、リスクは大きいものの高いポテンシャルを持つ技術シーズに関して、事業戦略や知財戦略の立案、起業チームの組成、事業会社や海外投資家等とのネットワーク構築等に取り組むとともに、国際市場への展開を前提とした事業化に必要な研究開発を推進します。ディープテック・スタートア

ップ国際展開プログラムへの応募を検討される方は、別途公募要項をご覧ください。

② スタートアップ・エコシステム共創プログラム

大学等発 SU の創出にポテンシャルのあるシーズを全国から引き出し、国際市場への展開を含め、大学等発 SU の創出に向けた取組について質量ともに充実させるとともに、大学等発 SU の継続的な創出を支える、人材・知・資金が循環するエコシステムを形成するために実施します。スタートアップ・エコシステム共創プログラムへの応募を検討される方は、別途公募要項をご覧ください。

③ 早暁プログラム

本公募プログラムです。

(5) 本基金事業の特徴

① 本基金事業で想定する起業に向けたステップとマイルストーン設定

スタートアップの創出を目指した研究開発は、新しい現象の発見等を目指す基礎研究とは異なり、スタートアップの設立に向けた事業化の観点からの研究開発が必要になり、さらに研究開発だけでなく事業開発も必要になります。本基金事業では、基礎研究の成果からスタートアップ創出に至るまでの事業開発と研究開発を2つのステップに分けて考えます。ステップ1（応用研究）は、基礎研究の成果を商業的な可能性が評価できる段階まで引き上げるステップ、ステップ2（概念実証・スタートアップ組成）は、ビジネスとしての可能性の評価やスタートアップ組成に向けて実証（PoC）を継続して行い、実際に起業に至るまでのステップです。

表 ステップの定義

ステップ1 応用研究		ステップ2 概念実証・スタートアップ組成
対象	基礎研究の成果について、ビジネスとしての可能性を評価できる段階まで引き上げることを目指します	前半ではビジネスとしての可能性の評価と実証（PoC）を行い、起業にあたってクリアすべき課題の解決を目指します（概念実証） 後半ではこれら取組に加え、大学等発 SU の組成と VC が投資判断できるレベルに向けて、PoC を継続して実施します（スタートアップ組成）

また、スタートアップの創出を目指した事業開発や研究開発では、基礎研究の成果と事業化のギ

ャップを埋めるために、ステップ毎に事業化に向けて達成すべき事業化マイルストーン（節目となる中間目標）および研究開発マイルストーンを設定し、各ステップにおいてマイルストーンを達成したどうかの評価を行って次のステップに進むかどうかの判断をするプロセスが重要となります。そのため、本基金事業においても事業化マイルストーンおよび研究開発マイルストーンを設定し、それらの達成に向けて集中的に事業開発や研究開発を推進します。

各ステップにおいて実施すべき具体的な事業開発や研究開発の内容は、技術分野や起業を目指す事業分野によって大きく異なりますが、一般的には試作品開発、仮説検証のためのデータ取得（実験結果、計算結果）、ビジネスモデルの構築、知財の確保、経営チームの構築等が中心となります。以下に各ステップの中間地点や終了時点で達成すべきマイルストーンおよび達成目標例を例示します。

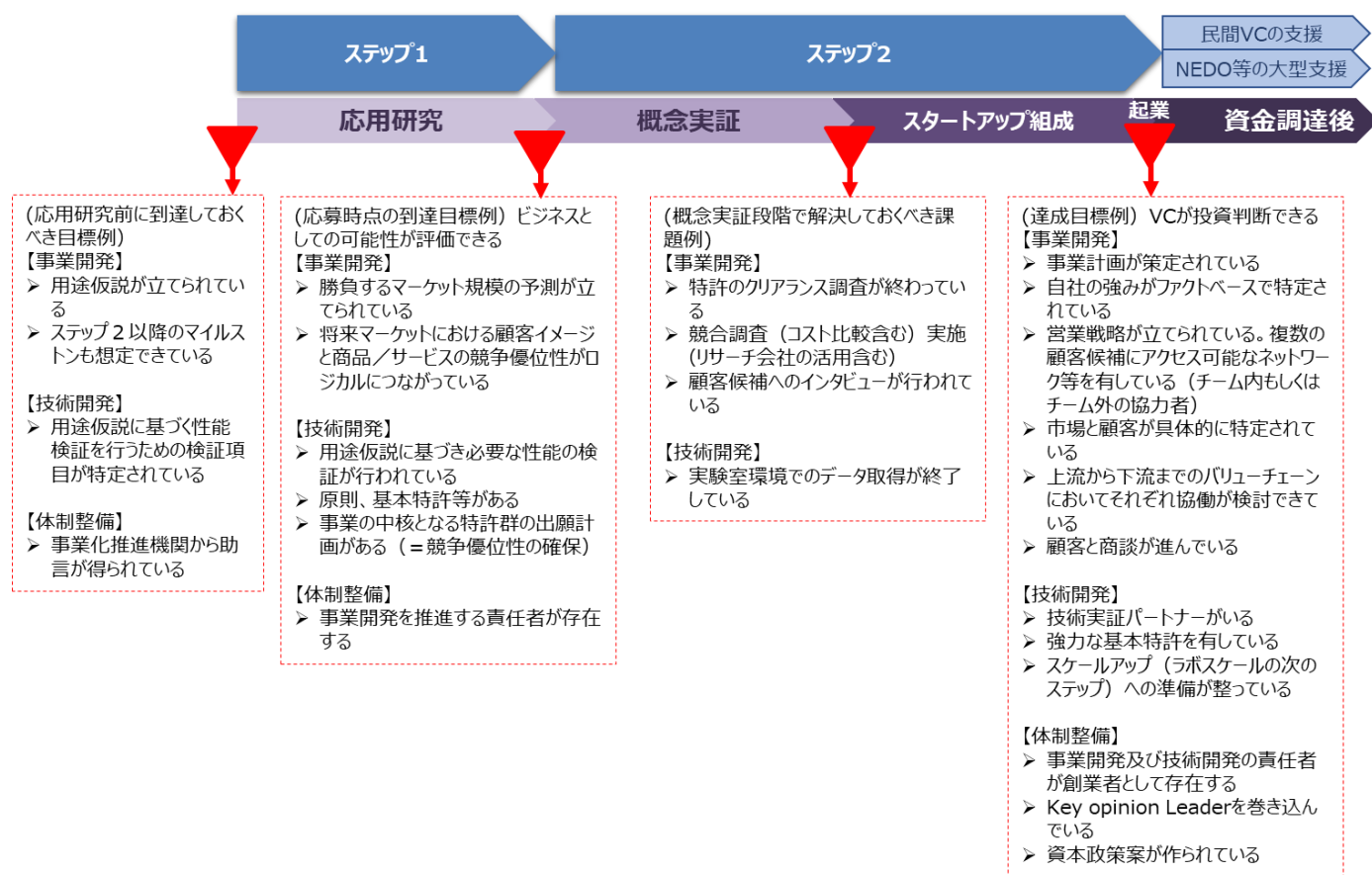


図 各ステップの終了時点で達成されているべき達成目標例

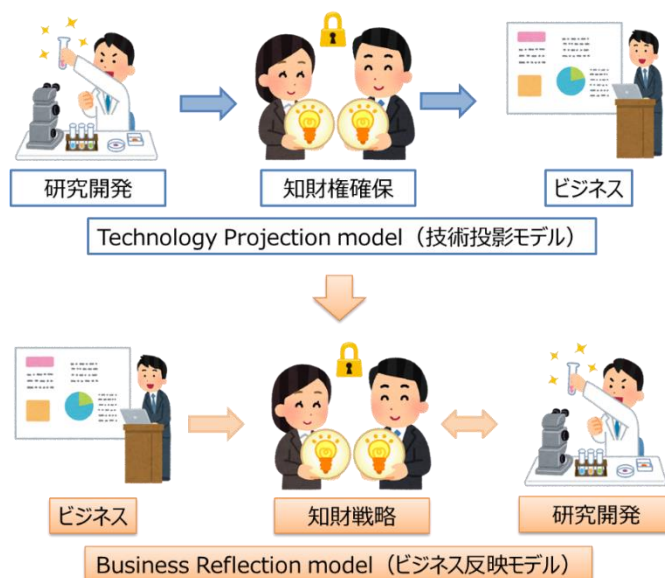
＜本公募プログラムが支援対象とするステップ＞

本公募プログラムで支援対象とするのは、ステップ1（応用研究）に該当する大学等発の研究成果

です。応募に際しては、上図にある「応募時点の到達目標例」を参考にして下さい。

② ビジネスからのバックキャストによる課題推進

本基金事業においては、事業化に向けて、技術シーズの成熟度を高めてから知財戦略やビジネスモデルを考える技術投影モデルではなく、当初から社会課題等のニーズや市場規模・動向等を踏まえたビジネスを見定めた上で、知財戦略と研究開発を一体的に行っていくビジネス反映モデルを意識して推進するように心掛けてください。



大学発新産業創出基金事業

早暁プログラム

2 期ステージ 1

応募者提出書類様式（記載要領）

公募期間

締切 令和 7 年 8 月 28 日（木）正午



スタートアップ・技術移転推進部 スタートアップ第 1 グループ

令和 7 年 7 月

【注意事項】

- 提出日時点における情報を記入してください。
- 各表の縦幅は必要に応じて変更を認めますが、横幅は変更を認めません。
- 様式 1 は 2 ページ以内、様式 2 は 2 ページ程度としてください。各項目の記載量は任意です。太字・下線及び図画の使用については、それぞれ「※文字装飾可」、「※図画可」の記載がある項のみ認めます。
- 文字サイズは 10.5 ポイントとします。
- 提出後の書類の修正は一切認めません。また提出された書類は返却しません。
- 応募者より提出いただいた個人情報は、本公募プログラム募集の目的の達成以外には使用されません。JST の個人情報保護規則は下記ページから閲覧可能です。
<https://www.jst.go.jp/pr/intro/johokokai.html>

1. 基本情報【様式 1】

様式 1 は、応募者のこれまでの経験等を元に、事業化人材としての適性を総合的に判断するために、以下（１）～（３）の内容について記載いただくものです。

（１）基本情報

所定の欄に記入をお願いします。

（２）略歴

- ① 学歴
- ② 職歴（これまでの職歴と職務内容、兼業も含めて記載してください）
- ③ 主な実務経験とそれに類するもの（応募者がこれまでに従事した業務等の経験や実績をもとに記載してください。）
 - （ア）事業化を目指す技術分野の経験について
 - （イ）商社・事業会社等でのビジネス経験もしくは MBA、MOT 取得の経験について
 - （ウ）アクセラレーションプログラムやアントレプレナーシッププログラム等の受講経験や EIR 等としての活動について
 - （イ）～（ウ）のいずれか必ずご記入ください。両方記入していただいても構いません。

（３）大学等発スタートアップ起業に対する熱意やコミットメント等について

2. 応募者が考える解決したい課題と事業化構想【様式2】

(1) 目的

様式2は事業化人材としての適性を判断することを目的に作成していただくものです。研究者や多様なステークホルダーとともにディープテック・スタートアップの創出を牽引する人材としての事業化人材の立場になって、目的意識をもって事業化構想を作成してください。

(2) 構成

下記に示す①～⑤の構成で、チャート図やイラスト等も含め①～④までで2ページ程度にまとめてください。なお、①～③については、記載されているそれぞれの項目にそって、ご記入をお願いいたします。必要に応じて項目を追加することも可能です。

① 課題

どのような顧客のどのような課題かを記載してください。

【記載すべき項目】

- ・課題を有する顧客：
- ・課題（Pain）：
- ・課題解決時の社会へのインパクト：

② 解決策

何を事業として提供することによって、①の課題を解決しようと考えているのかを記載してください。想定している市場や市場規模、事業をどのように拡大するのか等についても、考えがあれば記載をお願いします。

【記載すべき項目】

- ・事業の概要：
- ・想定市場：
- ・市場規模：
- ・将来的な事業拡大策：

③ 解決に当たって注目する技術シーズと理由

②の事業実現に当たって、現在注目している国内の大学等の技術を挙げてください（可能であれば3つ程度）。

また、それぞれについて、技術の概要、なぜこの技術が課題解決や事業化構想の実現に適しているのか理由も記載してください。参照した参考文献や特許等があれば、あわせて記載してください。

【記載すべき項目】

- ・ 注目する技術：〇〇大学・□□先生の XXX に関する技術
- ・ 技術の概要：本技術は・・・
- ・ 課題解決との繋がり：

④ 自分が実現できる理由や強み

これまでのご経験や専門性、コネクション等から、事業化構想を実現するに当たってのご自身の強み、ご自身だからこそ実現できる理由を記載してください。

⑤ ③についての補足情報

③で注目している技術を挙げるに当たって、どのような方法で技術や研究者の抽出を行ったのかについて具体的に記載してください。

- ・ データベースを使用した場合：データベース名と入力したキーワード
- ・ 生成 AI を利用した場合：アプリ名と入力したプロンプト
- ・ 文献や総説などで知った場合：論文・書籍名
- ・ 特許情報などで知った場合：特許名と出願番号・特許番号など
- ・ もとより面識のある研究者の場合：（可能な範囲で）その研究者の方の技術を知ったきっかけ
- ・ その他（具体的に記載）

（３）作成に当たっての注意点

- ・ その他、書類様式に関する注意事項を参照すること。
- ・ 記載内容について、所属機関の了解が必要な場合には、必ず了解を取得してから提出すること。

３．プレゼンテーション動画（３分以内）

プレゼンテーション動画は、以下の内容を含んでご作成ください。

- 自己PR
- 想定している事業化構想について

<動画ファイルの要件>

- ・ 動画ファイル名：ファイル名は「氏名.拡張子」としてください
ファイル名の例：科学太郎.mp4
- ・ 動画ファイル形式：拡張子は「.mov」「.mp4」のいずれかとしてください
- ・ 動画ファイル容量：50MB 以下
- ・ 推奨動画仕様：解像度/フレームレート = (1280×720) / 30fps
- ・ 動画時間：3 分以内としてください

大学発新産業創出基金事業 早晩プログラム第 2 期ステージ 1 提案書類

※様式 1 は合計 2 ページ以内、緑文字の記入例は削除して提出。全項目の記入が必須となります。

1. 基本情報

(1) 基本情報	
提案課題名	
氏名・フリガナ	
性別	
生年月日	
所属機関	
部署	
役職	※役職がない場合には「一般社員」等と記載してください。
(2) 略歴	
①学歴 (記入例) 平成〇〇年 〇〇大学〇〇学部卒業 平成〇〇年 〇〇大学大学院〇〇研究科修士課程〇〇専攻修了 平成〇〇年 〇〇大学大学院〇〇研究科博士課程〇〇専攻修了 ②職歴 (これまでの職歴と職務内容、兼業も含めて記載してください) (記入例) 平成〇〇年～〇〇年 〇〇株式会社〇〇開発部 (〇〇〇〇〇について開発) 平成〇〇年～〇〇年 米国〇〇大学院 経営学修士課程 (MBA) 卒業 平成〇〇年～現在 〇〇株式会社〇〇事業部 (〇〇〇〇〇事業担当) ③ 主な実務経験とそれに類するもの (ア) 事業化を目指す技術分野の経験について 事業化を目指す技術分野についての経験を記載してください。研究開発面での経験、事業開発面での経験いずれでも構いません。	

(イ) 商社・事業会社等でのビジネス経験もしくは MBA、MOT 取得の経験について

商社・事業会社等におけるビジネス経験（主として担当されてきたもの）や、MBA や MOT を取得された方はその経験を記載してください。

(ウ) アクセラレーションプログラムやアントレプレナーシッププログラム等の受講経験や EIR 等としての活動について

アクセラレーションプログラムやアントレプレナーシッププログラム等を受講した経験がある方は、プログラムの概要やどのようなことを学んだかについても記載してください。また、EIR（客員起業家）としての活動経験がある方は、主な活動内容を記載してください。

(3) 申請者の大学等発スタートアップ起業に対する熱意やコミットメント等について

このプログラムに応募した理由や、大学等発スタートアップ設立にかける熱意や決意等について、具体的に記載ください。また、本申請に関係する自己アピールのエピソードがあれば、こちらに記載してください。

2. 応募者が想定している事業化構想（文字装飾可。図画可）

現時点で想定している事業化構想の概要について、以下①～④記載してください。

※様式 2 は①～④までで 2 ページ程度としてください。提出時には青文字の記載例は、削除すること。

※①～③について、それぞれの項目にそって記載してください。必要に応じて項目を追加することも可能です。

①課題
どのような顧客のどのような課題かを記載してください。 ・課題を有する顧客： ・課題（Pain）： ・課題解決時の社会へのインパクト：
②解決策
何を事業として提供することによって、①の課題を解決しようと考えているのかを記載してください。想定している市場や市場規模、事業をどのように拡大するのか等についても、考えがあれば記載をお願いします。 ・事業の概要： ・想定市場： ・市場規模： ・将来的な事業拡大策：
③解決に当たって注目する技術シーズと理由
②の事業実現に当たって、現在注目している国内の大学等の技術を挙げてください（可能であれば 3 つ程度）。 また、それぞれについて、技術の概要、なぜこの技術が課題解決や事業化構想の実現に適しているのか理由も記載してください。 ・注目する技術：〇〇大学・□□先生の XXX に関する技術 ・技術の概要：本技術は・・・ ・課題解決との繋がり：

④自分が実現できる理由や強み

これまでのご経験や専門性、コネクション等から、事業化構想を実現するに当たってのご自身の強み、ご自身だからこそ実現できる理由を記載してください。

~~~~ここまでで2ページ程度~~~~

#### ⑤ ③についての補足情報：

上記③で注目している技術を挙げるに当たって、どのような方法で技術や研究者の抽出を行ったのかについて具体的に記載してください。

- ・ データベースを使用した場合：データベース名と入力したキーワード
- ・ 生成 AI を利用した場合：アプリ名と入力したプロンプト
- ・ 文献や総説などで知った場合：論文・書籍名
- ・ 特許情報などで知った場合：特許名と出願番号・特許番号など
- ・ もとより面識のある研究者の場合：（可能な範囲で）その研究者の方の技術を知ったきっかけ
- ・ その他（具体的に記載）

**3. 個人情報の取扱いに関する同意書****国立研究開発法人科学技術振興機構 殿****個人情報の取扱いに関する同意書**

令和 7 年 7 月 17 日付で国立研究開発法人科学技術振興機構(以下「JST」という)が公募した早暁プログラム（以下、「本公募プログラム」という。）に応募するにあたり、私が JST 宛に提出した個人情報（以下「個人情報」という）が、本公募プログラムの目的達成に必要とされる範囲内で、JST 内で利用され、かつ共有されること、及びそれに基づく手続きの一環で私宛に JST から個人情報に関する照会があり得ることに同意します。

以上

令和 7 年      月      日

住所

氏名

#### 4. 各種確認事項および応募者連絡先情報

以下の4項目について確認いただき、各項の確認欄（□）にレ印チェックのうえ、申請時に提出してください。また、連絡先情報について、記載してください。

##### 【1】安全保障輸出管理にかかる各種法令等の遵守

本公募プログラムにおいて事業化人材として採択された場合、活動において、外為法第 55 条の 10 第 1 項に規定する「輸出等」を行う場合には、同項に規定する「輸出者等遵守基準（※）」のほか、安全保障輸出管理に関する法令、指針、通達等を遵守いただきます。

##### <確認欄>

☐ 上記について確認しました。

（※）輸出者等遵守基準の概要：

（詳細は、平成二十一年経済産業省令第六十号 輸出者等遵守基準を定める省令 を必ずご確認ください。）

- ・最新の法及び法に基づく命令その他関係法令の規定を遵守するために必要な情報を収集すること。
- ・取引によって提供し、又は輸出をしようとする特定重要貨物等の用途（当該取引の相手方が提供を受け、又は当該特定重要貨物等の輸入者が輸入した当該特定重要貨物等を別の者に提供することをその用途とする場合には、当該別の者の用途を含む。以下同じ。）及び需要者等（技術取引の相手方若しくは技術を利用する者若しくは貨物の輸入者若しくは需要者又はこれらの代理人をいう。以下同じ。）の確認を行うこと。また、特定重要貨物等の用途及び技術を利用する者又は貨物の需要者の確認の適正な実施に当たり必要となる情報を、技術を利用する者又は貨物の需要者以外の者から入手する場合には、当該情報の信頼性を高めるための情報を入手し、用途及び技術を利用する者又は貨物の需要者の確認を行うこと
- ・特定重要貨物等の輸出等を行おうとする際に、当該特定重要貨物等の輸出等の業務に関する文書、図画若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）に記載され、又は記録された当該特定重要貨物等を特定する事項と輸出等を行おうとする当該特定重要貨物等が同一であることの確認を行うこと。
- ・特定重要貨物等の輸出等の業務に関する文書、図画若しくは電磁的記録を適切な期間保存するよう努めること。
- ・関係法令に違反したとき、又は違反したおそれがあるときは、速やかに経済産業大臣に報告し、その再発防止のために必要な措置を講ずること。

##### 【2】所属機関の同意書提出について

本公募プログラムにおいて事業化人材として採択された場合、活動開始にあたり、所属機関の同意書

(参考様式)を提出いただきます。

＜確認欄＞（どちらかにチェック）

- ☐ 採択後、所属機関の同意書を提出することができます。
- ☐ 現時点では機関に所属していません。 →推薦状（様式不問）を申請時にご提出ください

### 【3】早晩委員会との利益相反に関する情報

提案者と、早晩委員会の委員長（PO）・委員（メンター）との利害関係の有無を選択してください。  
「ある」を選択した場合は、その内容を具体的に記載してください。公正で透明な評価を行う観点から、提案者と利害関係を有する場合には、委員長・委員は選考に加わりません。  
利害関係の定義は、公募要領「Ⅱ．公募・選考について（7）利害関係者の排除」をご参照ください。  
早晩委員会リストは以下からご確認いただけます。

<https://www.jst.go.jp/program/startupkikin/sogyo/index.html>

＜確認欄＞（どちらかにチェック）

早晩委員会の委員長・委員と提案者との利害関係が ☐ ある ☐ ない

「ある」の場合、対象の委員長・委員：

「ある」の場合、具体的内容：

### 【4】採択後の氏名公表について

本公募プログラムにおいて事業化人材として採択された場合、採択課題名、採択者の氏名を JST のホームページにて公表します。なお、採択者の希望があった場合は、所属機関名の公表も行う可能性があります。

＜確認欄＞

- ☐ ホームページでの氏名等の公表について差し支えありません。

### 【5】連絡先情報について

選考結果等を通知するためのご自身の連絡先情報について、記載してください。

※所属機関、自宅の両方の連絡先を必ず記載してください。

|           |                       |
|-----------|-----------------------|
| 連絡先(所属機関) | 郵便番号：<br>住所：<br>電話番号： |
|-----------|-----------------------|

|                         |                                                                        |
|-------------------------|------------------------------------------------------------------------|
|                         | メールアドレス :                                                              |
| 連絡先(自宅)                 | 郵便番号 :<br>住所 :<br>電話番号 :<br>メールアドレス :                                  |
| 選考結果の送付先<br>(どちらかをチェック) | <input type="checkbox"/> 連絡先(所属機関)<br><input type="checkbox"/> 連絡先(自宅) |



国立研究開発法人科学技術振興機構 殿

### 所属機関の同意書

当機関は、令和 7 年 7 月 17 日付で国立研究開発法人科学技術振興機構が公募した早暁プログラム（以下、「本公募プログラム」という。）の内容を理解しており、当機関に属する以下の者（以下「応募者」という）の応募書類の記載内容を確認し、この本公募プログラムに参加することに同意します。

以上

令和 7 年    月    日

応募者氏名

責任者

所属機関：

部署       ：

役職       ：

氏名       ：

**【JST事務局及び問い合わせ先】**

〒102 -0076

東京都千代田区五番町7 K's五番町

国立研究開発法人科学技術振興機構 スタートアップ・技術移転推進部スタートアップ第1グループ

Email : sogyo[at]jst.go.jp (注) [at]は@に置き換えてください。

Tel : 03-5214-7054

受付時間 : 10:00～12:00／13:00～17:00 (土日祝祭日を除く)

ホームページ : <https://www.jst.go.jp/program/startupkikin/sogyo/koubo-s1-2025.html>

※緊急の場合を除き、お問い合わせは極力電子メールでお願いします。

※個別の提案に係る選定経過等に関しては、一切回答できません。

※本公募に関するQ&Aを後日、上記ホームページに掲載しますのでご覧ください。